

## 令和5年度 第4回

### 白石町町民協働による地域づくり条例検討会議 議事録

日時：令和5年12月18日（月）19：00～19：30

場所：白石町役場 3階大会議室

#### 1. 開会

○山口総合戦略課長

ただいまから令和5年度第4回白石町町民協働の推進による地域づくり条例検討会議を始めさせていただきます。会議に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。まず、次第を1枚お付けしております。A4の1枚物です。それとA3の紙になっておりますけれども、白石町協働の推進によるまちづくり条例ということで、前回からの続きの内容ということでつけています。それとA4判の資料です。新旧対照表をつけております。過不足ございませんでしょうか。それでは、本日の会議は次第により進めていきたいと思っております。

#### 2. 会長あいさつ

○山口総合戦略課長

次第の2番目でございます。会長あいさつに入ります。五十嵐会長よろしく願いいたします。

○会長

みなさんこんばんは。寒い中お集まりいただきありがとうございます。前回の修正事項に基づいて、最終的な条例案のご確認をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

#### 3. 協議事項

○山口総合戦略課長

ありがとうございました。それでは3番目の協議事項に入りたいと思っております。ここからは会長に会議の議長をよろしく願いいたします。

○会長

それではお手元のA3の最終的な条例案について、ゆっくりと事務局の方で読んでいただいて、最終確認を行いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○陣内総合戦略課白石創生推進係主事

それでは、白石町協働の推進によるまちづくり条例ということで、読み上げさせていただきます。

## 添付資料1（白石町協働の推進によるまちづくり条例）読み上げ

以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。定義のところの第2条に赤字で付け加えた点が前回との修正点ということになります。お手元の新旧対照表ですね。A4の横長のものですが、改正の2、これが前回の提案の内容、それを最終案では赤字のように修正加筆を加えたということになります。以上ですけれども、全体を通してご質問、ご意見等いただきたいと思います。だいぶすっきりしたとは思いますが、前文のところ所謂、敬体。きれいな表現です。ですます調ですね。条文の方が常体で、～する。というような表現になっています。この辺りちょっと表現を変えています。何か、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○委員

第2条の第5号のところ、「地域コミュニティ組織のうち」となっていますが、「各種団体等が新しいネットワークで緩やかに連携して」となりますが、「～のうち」というのは一部ということですね。これではなにか後が繋がってないような気がしますね。

○会長

事務局どうですか。「～のうち」という表現だと地域コミュニティ組織を構成するような団体というニュアンスで使っているんですね。

○辻総合戦略課白石創生推進係長

はい、そうですね。

○会長

「地域コミュニティ組織を構成する各種団体等」と繋がったらニュアンス違いますか？地域コミュニティ組織はいろんな団体が想定されるんだけど、全ての団体が地域づくり協議会のメンバーになるわけではないので、そういう意味で「～のうち」という表現と捉えたらいいのかな？

○辻総合戦略課白石創生推進係長

そうですね。そういうニュアンスで考えております。地域づくり協議会というのが、地域コミュニティ組織の中の1つという風に捉えたということにしております。

○会長

どういう団体が協議会のメンバーになるかは決められないね。

4番のコミュニティ組織は「地縁による団体や共通の目的を持ち集まった住民同士のつながりをいい、その活動を行う組織を地域コミュニティ組織という。」ふうに定義しているので、地域づくり協議会は、「地域コミュニティ組織のうち」という文言自体が必要かね。「地域づくり協議会は、各種団体等が」で「地域コミュニティ組織のうち」を省いたらどうですかね。

○委員

省いてもいいですし、「地域コミュニティ組織の各種団体等が」でもいいかなと。「～のうち」というのが何か引かかるんですよね。

○会長

そうですね。「地域コミュニティ組織の各種団体等が」ですね。いいですか？それで。

○辻総合戦略課白石創生推進係長

「うち」を取るということですね。

○会長

(4)で「町民等のうち、地縁による団体や共通の目的を持ち集まった住民同士のつながりをいい、その活動を行う組織を地域コミュニティ組織という。」ですので、地域コミュニティ組織を(5)に入れないと上で読んで定義づけした意味がなくなっちゃうということか。そしたら、「うち」を取って、「地域コミュニティ組織の各種団体等が」にしましょうか。今の委員さんの意を参考にして「地域コミュニティ組織の各種団体等が」、「うち」を取りましょう。

○委員

「うち、」までですね。読点まで。

○会長

そうですね。残さないですね。はい、分かりました。他にございますか。

○委員

2条の(2)のところなんですけど、「町内に居住する者及び町内に通勤又は通学する者をいう。」というところで、(3)の「又は」の前には読点が入っていて、(2)では入っていないんですが、入るんじゃないかなと思います。

○会長

読点どうしましょうか。(2)は点無し、(3)は点有り。

○徳永総務課総務係主査

校正のルールで、名詞とかそういったものの後の「又は」は付けないというルールがありまして、例えば、「通勤し、又は通学する者をいう。」とかいう「し」が入れば読点が入るみたいな感じで1つのルールというだけですね。

○委員

名詞だから。通勤は名詞にならないんじゃないですかね。

○徳永総務課総務係主査

他市町でもおそらく「通勤し、」という言葉が入っている団体もあったんですよ。「通勤し、又は通学する」そこは表現の仕方かなと思うんですけど。

○委員

読点の前が動詞、名詞の問題かね。

○徳永総務課総務係主査

読点の前というか、「又は」の前ですね。

○委員

接続する語句が動詞の場合は読点を入れるというのは次の号の言葉では？「又は」の前が動詞か名詞？

接続詞の語句は前の方を言っているんだ。

○徳永総務課総務係主査

そうだと思っているんですけど。例えば、「法律又は行政」とかですね。そういった感じの時、例文にあるのは「任期が満了し、又は欠員を生じた」などの「し」の後は読点が入るとか、そういったような。

○会長

そしたら、(3)にあわせるために「通勤し、」にしましょうか。そしたら(3)に合うね。「町内に通勤し、又は通学する者をいう。」としましょう。(3)の方を名詞にするのは無理なので、「営む」だから、ちょっと名詞にはできないので、「事業を営み、又は」上は、「通勤し、又は」にすると違和感ないですね。大丈夫？

○徳永総務課総務係主査

ちょっとこの辺りの法制的な部分は、再度その修正がはいるかもしれません。

○会長

はい、最終的に整理をしてください。現段階では下に合わせて、「通勤し、又は」に直しておきます。元に戻るかもしれません。他にございますか。住民目線で分かりやすい表現になっているかというところが1番重要だと思うんですけど。

○委員

定義の(3)なんですけど、「又は活動する個人」というのは、「法人、NPOその他団体」以外の個人ということになるんですか？

○会長

だから個人とその後の法人、NPOその他団体を分けなければいけないんですよ。

○徳永総務課総務係主査

ここもちょっと、事務局側とも話していて、まず1つが町民という言葉がありました。町民と、事業とか活動してらっしゃる個人、事業とかをしている法人、事業とかをしているNPO、事業とかをしているその他団体みたいな扱いで、町内に住んでいる方、町内に通勤又は通学している方か、要は事業とか活動していらっしゃる人達といたしますか。

○会長

その事業を営みは、以下全部がかかるということね。「個人、法人、NPOその他団体」すべてこれ事業を営むことにかかるわけですね。

○徳永総務課総務係主査

こういう表現も、なかなか他市町では少なく、もともとあった通り、「個人、及び法

人、その他の団体」という言い方が、やっぱり他市町では多かったかなと思います。それだったら、事業とか活動している個人さんと、事業とか活動されている法人とかを含む団体ですよ、みたいな。ちょっと包括的に言うんですけど。この場合だと、個人であり法人であり、NPOであり、その他の団体、という言い方かなと。ちょっと例規審査委員会とかがあれば、変わる可能性がちょっとあります。

○会長

だからこの「個人、法人、NPOその他団体」は、「事業を営み、又は活動する」この2つが、かかるんだよね。

○徳永総務課総務係主査

そうですね。はい。

○会長

「個人、法人、NPOその他団体」全部これ事業を営むとは限らない。営むとなると営利的なもの。

○徳永総務課総務係主査

「営み、又は」なので、営んでいるか、活動されているかなので、どちらかをされているという形です。

○会長

例えば、ある企業は営利活動の企業なんだけれども同時に奉仕活動をしていると、そういうのは活動になるわけですよ。だから事業そのものと活動の2つの意味を繋げるということでこういう表現になっているということですよ。「町民及び町内で事業を営み、又は活動する個人、法人、NPOその他団体をいう。」という解釈で理解をしてもらおうということなんですが、ちょっと表現がまどろっこしいと言えばまどろっこしいですね。

はい、ちょっとここもこの原案のままで、また法規の方で多少修正があるかもしれません。すみません。他に何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは2カ所、修正を入れております。

第2条の(2)のところ、現段階で「通勤し、又は」(5)のところ、「地域コミュニティ組織の各種団体等が」という修正を新たに加えるという形で、この委員会の最終的な案にしたいと思います。この後、町内でこれは議会の運営委員会にかけるんですか。順番としては。

○山口総合戦略課長

まず、例規委員の審査委員会にこの後かけることとなります。その後に、議会の方で説明いたしまして、この間もちょっとお話いたしました、行政のルール事として、パブリックコメントをしたいと思っております。

○会長

そしたら、この後、条例の制定に関わるので、例規委員会にかけた上で、議会に説明を先にしてパブリックコメント？同時？

○山口総合戦略課長

ほぼほぼ同時くらいか、議員説明会のほうが若干、日程の調整もありますけれども先の方になるかなと思います。

○会長

ということで、年度内に議会で承認を得ると。その為の手続きを着々と行うということのようです。もし、例規委員会とかパブリックコメントで重要な指摘とか、それが無い限り、細かな文言修正があれば、私と事務局に一任でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○会長

大きな修正は無いと思いますが、とりあえず委員長一任ということでよろしくお願ひします。以上で皆様からいろいろなご意見をいただきまして、白石町初の理念条例の原案がまとまりました。みなさんどうもありがとうございました。事務局にお返しします。

#### 4. その他

○山口総合戦略課長

ありがとうございました。それではその他の項ですけれども、先ほど五十嵐会長のほうからお話ありましたとおり、まず例規審査委員会の方にはかると、そして議員説明会があってパブリックコメントということになります。問題なければ3月議会の方に提案することになります。修正等がありましたら、五十嵐会長の方と私たちの方でちょっと調整を行わせていただく点もあるかと思っております。3月議会で可決をしましたら、いよいよ4月から条例施行ということになりますけれども、あくまで、住民主体という目的からすると、住民の皆様にしっかりとお知らせするということが大事だと思いますので、全世帯配布型のリーフレット、その辺りを予定させていただきます。こちらからは以上でございますけれども皆様の方からなにかございましたらお願いいたします。なんでもよろしいですけれども。

○委員

これに伴って他に影響があるとかあるんですかね。

○山口総合戦略課長

これによる影響度合いというのは、いまのところ、ちょっと想定していないんですけれども、何かで縛りがあるとか、そういったものではないです。

○委員

自分たちが関わっている須古と六角の地域づくり協議会は、この条例に基づくという話なんです。最後の第7条のところですね。

○山口総合戦略課長

ここでのまちづくり条例という前提がある中で、地域づくり協議会、まち協も、今後構

成されるまち協なんかもそうなんですけれども、基本的にはこれに基づいて、活動をしていただくということになると思います。

○会長

須古と六角は第7条を先行して実施したと、その根拠は条例ではなくて、『協働のまちづくり推進設置要綱』その施策の一環で、すでに作っているの、この条例に準拠しているわけではないですね。だからそういう理解で問題ないと思います。それ以外のところが、この第7条の趣旨を理解して頑張ってもらおうということですね。義務ではなくて、あくまでも理念ですから、という位置づけになります。はい、よろしくお願いします。

あと、プレスリリースはかけてね。通ったら。この種の理念条例を他の自治体では、佐賀市の『住民自治基本条例』はあるけれども、あまりないので、嬉野くらいだけかな。近いのは。なので、新聞に出ると住民は関心を持ちます。町内だよりとかで出してもなかなか皆さん見られないので。新聞だといいですね。

○山口総合戦略課長

ちょっと外向けということにもなるのでHPやSNSなどで掲載をしていきます。ありがとうございました。

## 5. 閉会

○山口総合戦略課長

閉会ということになりますけれども、閉会の前に五十嵐会長はじめ、委員の皆様方、本当にお忙しい中だったと思うんですけれども、これまでご協議頂きまして誠にありがとうございました。この条例を基に協働のまちづくりを推進してまいりたいと思っております。それではこれもちまして、令和5年度第4回白石町町民協働の推進による地域づくり条例検討会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。